

○医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに<u>第46条の4第7項第3号</u>の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人</p> <p>ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に<u>法第44条第5項</u>の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。）</p> <p>②（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>[別紙]（略）</p>	<p>本文（略）</p> <p>1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに<u>第46条の4第3項第3号</u>の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人</p> <p>ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に<u>法第44条第4項</u>の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。）</p> <p>②（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>[別紙]（略）</p>